

菊陽杉並木公園拡張整備基本設計業務委託仕様書

1 業務名

菊陽杉並木公園拡張整備基本設計業務委託

2 目的

半導体企業の立地等に伴う経済発展や人口増加に対応するため、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光・賑わいの拠点として、菊陽杉並木公園を拡張し（「アーバンスポーツ施設」及び「町民グラウンド」などを整備し）、将来的に「菊陽町総合運動公園」として管理・運営する。

本業務は、当該拡張整備に係る基本設計を実施するもの。

3 業務の内容

（1）基本設計の実施

①敷地所在地及び敷地面積

敷地所在地及び敷地面積は、「熊本県菊池郡菊陽町大字原水地内 約 60,000 m²（別添参照）」を基本に、町と協議の上決定すること。なお、詳細な敷地の範囲は、町が実施する現況測量（令和6年1月～令和6年3月）を踏まえ決定する。

②整備する施設等

整備する施設等は、「アーバンスポーツ施設」及び「町民グラウンド」とし、また、「スポーツ広場のナイター整備」、「管理事務所」、「屋外トイレ」、「共用駐車場」、「周辺インフラ整備（道路、上下水道、電気等）」を含める。

加えて、各施設の詳細については、スポーツ広場やふれあい広場、総合体育館等の既存の公園施設との連携及び一体的利活用を前提に、さらにはJR新駅や（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業等の今後の開発状況も踏まえながら、町と協議の上決定すること。

なお、各施設について、現時点で想定する条件は次表のとおりとする。

【施設及び条件】

施設	条件
アーバンスポーツ施設 (面積：約 20,000 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・町から提供する「基本方針」を踏まえ、全国大会や世界大会を誘致可能な施設とすること。・特に、スケートボートは必須とし、その他の競技スポーツは、常設・仮設による整備方法も含め、町と協議の上決定すること。・また、基本設計の実施に当たっては、その前提となる、当該施設が全国大会や世界大会を誘致可能とする根拠や、それを実現する手法等を明確にすること。

町民グラウンド (面積：約 26,000 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場及びソフトボール場の2面が確保可能なグラウンドとすること。 ・また、町民の憩いの場として緑地広場を整備する。
スポーツ広場のナイター照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のスポーツ広場にナイター照明設備を整備する(サッカー場等の活用を想定)。
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・今回拡張整備する施設の管理を行うために必要な諸室を備えた事務所を整備する(建築面積 400 m²程度を想定)。
屋外トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・今回拡張整備する施設において予想される施設利用者数に対応可能で、多様な利用者に配慮した設備を備える屋外トイレを整備する(3箇所程度を想定)。
共用駐車場 (面積：約 12,000 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・共用駐車場について、既存の公園施設を含めて予想される施設利用者数に対応可能な台数を確保すること。
周辺インフラ整備(道路、上下水道、電気等) (面積：約 2,000 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺インフラ整備(道路、電気、上下水道等)について、必要な施設等を確保すること。

※上表のほか、敷地全体の配置図等の作成に当たっては、将来的に町が整備を検討する「アーチェリー場(110×3間≒約700 m²)」に係る面積を確保することとし、図面に記載すること。

(2) 実施設計及び建設工事の手法の提案

基本設計後に行う実施設計及び建設工事について、「アーバンスポーツ施設」及び「町民グラウンド」などに関し、それぞれで一括施行する手法(デザイン&ビルド方式)など、最も効果的かつ効率的(期間や費用面)な手法を提案すること。

その際、「スポーツ広場のナイター整備」や「共用駐車場」、「周辺インフラ整備(道路、水道、電気等)」を含め、どのような施設の分類による実施設計及び建設工事の実施が最も効果的かつ効率的かを併せて提案すること。

(3) 概略工程表の作成

令和8年3月31日までに工事完了とする概略工程表を作成すること。

(4) 概算工事費の算出

各施設整備に係る実施設計及び建設工事の費用など、概算工事費を算出すること。

(5) 費用便益比(B/C)の算出

各施設整備(本工事)全体に係る費用便益比を算出すること。

※「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル(改訂第4版)」を参照し実施すること。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年5月31日(金)まで

5 成果品及び納品期限について

上記3の(1)から(5)までに基づき作成された成果品の電子データと紙媒体各1部を令和6年5月31日(金)までに納品すること。

【成果品】

以下に示すものは、基本設計業務に関する基本的な成果品を示したものであり、実施に当たっては町と協議の上、決定する。

【建築総合】

・建築総合計画説明書、土地利用計画(敷地概要)、施設配置計画、車両及び歩行者動線計画、建物概要(平面・立面・仕上材等)、外構計画、仮設計画、防犯防災計画

【構造】

・構造計画説明書、構造設計概要

【設備(電気・機械)】

・設備計画説明書、設備概要(仕様等)

【関係法令】

・チェックリスト

【その他】

・概算工事費算出書、概略工程表、費用便益比報告書、透視図(完成イメージパース)、協議記録簿等

6 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生じる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。
- (4) 権利や業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

7 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の仕様に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し第三者との間で著作物に係る倫理侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、自らの責任と

負担において一切の処理を行うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は使用について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ解決するものとする。